



元初財務第2号
令和元年5月15日

都道府県・指定都市教育委員会
人事主管課長殿

文部科学省初等中等教育局財務課長

合田哲雄

(印影印刷)

会計年度任用職員制度の導入等に向けた留意事項について（通知）

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）の施行に当たっては、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について（通知）」（平成30年10月24日付け30初財務第11号）において、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」（以下「マニュアル（第2版）」という。）についてお知らせしたところです。

この度、マニュアル（第2版）について、新たに整理された事項が、別紙の通り、平成31年3月29日付けで総務省自治行政局公務員部公務員課長等から各都道府県知事等に対して通知されていますのでお知らせいたします。

教職員を含め教育委員会の職員を任用する際には、法令の趣旨を踏まえ、職務の内容や勤務形態等に応じて、適切な任用根拠を選択していただくことが必要です。

貴職におかれては、改正法の趣旨にのっとり、別紙記載の事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう引き続き必要な対応を図っていただくことをお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対し、本通知について周知していただくよう、お願いいたします。

【連絡先】文部科学省 初等中等教育局
財務課 教育公務員係

(電話) 03-5253-4111 (内線2588)

(FAX) 03-6734-3733

総行公第23号
総行給第15号
総行安第19号
平成31年3月29日

各都道府県総務部長
(人事担当課・市町村担当課・区政課扱い)
各政令指定都市総務局長
(人事担当課扱い) } 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長
総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長
(公印省略)

会計年度任用職員制度の導入等に向けた留意事項について

平成30年10月18日付総行公第135号・総行給第49号・総行女第17号・総行福第211号・総行安第48号公務員部長通知により発出した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」(以下「マニュアル(第2版)」という。)について、新たに整理された事項を下記のとおり取りまとめましたので、これをご参照のうえ、遺漏のないよう準備等をお願いします。

記

- 1 新地方公務員法第3条第3項第3号に該当する職
法令に基づき設置される職種等における特別職非常勤職員について、以下の職を追加する。
 - ・ 評価員(土地区画整理法第65条)【該当する事務:助言】
 - ・ 評価員(新都市基盤整備法第28条)【該当する事務:助言】上記に伴い、マニュアル(第2版)Ⅱ2(2)①ウに掲げる表を別紙1のとおりとする。
- 2 新地方公務員法第3条第3項第3号の2に該当する職
地方公務員法第三条第三項第三号の総務省令で定める事務等を定める省令(平成31年総務省令第35号)の制定に伴い、マニュアル(第2版)Ⅱ2(2)①エについて、別紙2のとおりとする。
- 3 質疑応答
マニュアル(第2版)Ⅲについて、別紙3のとおり追加・修正を行う。

該当する事務	該当する者の職種等
i) 助言	<ul style="list-style-type: none"> ○顧問 ○参与 ○学校薬剤師（学校保健安全法第23条） ○学校評議員（学校教育法施行規則第49条） ○<u>評価員（土地区画整理法第65条）</u> ○<u>評価員（新都市基盤整備法第28条）</u>
ii) 調査	<ul style="list-style-type: none"> ○地方自治法第100条の2第1項に規定する議会による議案調査等のための調査を行う者 ○統計調査員（統計法第14条） ○国民健康・栄養調査員（健康増進法第12条） ○保険審査会専門調査員（介護保険法第188条） ○建築物調査員（建築基準法第12条） ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第103条第1項に基づき調査を行う者 ○介護保険法第194条第1項に基づき調査を行う者 ○土地改良法第8条に基づき調査を行う者 ○鳥獣被害対策実施隊員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条）
iii) 診断	<ul style="list-style-type: none"> ○学校医（学校保健安全法第23条） ○学校歯科医（学校保健安全法第23条） ○産業医（労働安全衛生法第13条）
iv) 総務省令で定める事務	<ul style="list-style-type: none"> ○斡旋員（労働関係調整法第12条第1項）

2 臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化

(2) 特別職非常勤職員の任用の適正確保

① 特別職非常勤職員として任用すべき職

工 新地方公務員法第3条第3項第3号の2に該当する職 (略)

さらに、総務省令で定める者の職としては、

- ・公職選挙法施行令（以下「公選令」という。）第56条第3項（公選令第57条第3項において準用する場合を含む。）及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（以下「憲法改正手続令」という。）第70条第3項（憲法改正手続令第71条第3項において準用する場合を含む。）の規定により不在者投票管理者である市区町村選挙管理委員会の委員長が立ち会わせることとした不在者投票立会人の職
- ・公選法第49条第9項及び憲法改正手続法第61条第9項に規定する市区町村選挙管理委員会が選定した者（いわゆる「外部立会人」）のうち、市区町村選挙管理委員会が任命するものの職

を規定しています。

【修正】

問 2—4 特別職非常勤職員として任用されている公の施設の館長等についても、一般職へ移行する必要があるか。また、公民館長や図書館長、博物館長の職務を実際には副館長等が行い、館長の職を特別職として整理することは可能か。

- 非常勤の館長等については、事業遂行に当たって、任命権者等に対し助言する「顧問」「参与」等と考えられる場合を除き、原則として一般職に移行することが適当である。
- なお、館長、研究所長、センター長等を特別職としている場合であって、当該職員が、館、研究所、センター職員の指揮監督等の責任を担っている場合、マニュアルⅡ 2（1）③を踏まえ、当該職員が従事する業務が「相当の期間任用される職員を就けるべき業務」に該当しないか、適切に判断する必要があることにご留意いただきたい。
- 社会教育法に規定する公民館、図書館法に規定する図書館及び博物館法に規定する博物館の館長は、社会教育法第27条、図書館法第13条及び博物館法第4条でその設置及び職務について規定されており、館長が上記の各規定に定められた職務を行う必要がある。また、その職務の内容を踏まえると、上記の各規定に定められた館長の職については一般職とすべきである。

【社会教育法】

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

【図書館法】

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

【博物館法】

第四条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

【修正】

問 18—2① 会計年度任用職員に係る給与費について、予算上の取扱いはどうなるか。

＜地方自治法施行規則中、歳入歳出予算款項の区分及び目の区分(第15条関係)について＞

- 改正法の施行に伴い、フルタイムの会計年度任用職員について、給料は「2節 給料」に、手当は「3節 職員手当等」に、旅費は「8節 旅費」に計上することとなる。また、パートタイムの会計年度任用職員について、報酬は「1節 報酬」に、期末手当は「3節 職員手当等」に、旅費及び通勤費用に係る費用弁償は「8節 旅費」に計上する必要がある。

＜地方自治法施行規則中、歳出予算に係る節の区分(第15条関係)について＞

- マニュアルⅡ 2 (1) ⑥のとおり、地方公務員法は、地方公共団体に勤務する者について、一般職にも特別職にも属さない者の存在を予定しておらず、雇用契約による勤務関係の成立を想定していないため、自治法施行規則歳出予算に係る節の区分(第15条関係)中、「7節 賃金」を削除したものである。
- 改正法の施行日が平成32年4月1日であることに伴い、地方自治法施行規則の一部を改正する省令の施行日を平成32年4月1日としており、平成32年度当初予算から「7節 賃金」を削除することを想定している。ただし、システム改修等の状況に応じて、平成32年度当初予算編成後に節の区分を改正することもやむを得ないものと考えられる。

＜地方自治法施行規則中、予算に関する説明書様式(第15条の2関係)の給与費明細書について＞

- 改正法の施行により、会計年度任用職員について、予算上「1節 報酬」「2節 給料」「3節 職員手当等」等により計上することとなることに伴い、同項に規定する職員に支給される給料、報酬及び手当等について、地方自治法施行規則予算に関する説明書様式(第15条の2関係)を基準として給与費明細書に記載する必要がある。また、「2(1)総括」については、自治法施行規則上は従前のおりであるが、各地方公共団体において、2(1)総括表に、「ア会計年度任用職員以外の職員」と「イ会計年度任用職員」に区分した表を加えることも考えられるものである。

参考例

- 2 一般職
- (1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	()							
前年度	()							
比 較	()							

職員手当 の内訳	区 分	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)		
	本年度								
	前年度								
	比 較								

備考 (略)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	()						
前年度	()						
比 較	()						

職員手当 の内訳	区 分	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)		
	本年度								
	前年度								
	比 較								

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	()							
前年度	()							
比 較	()							

職員手当 の内訳	区 分	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)		
	本年度								
	前年度								
	比 較								

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

○ なお、給与費明細書の「2 (3) 給料及び職員手当の状況」については、会計年度任用職員について記載する必要はない。

【修正】

問 18-2② 会計年度任用職員に係る給与費について、決算統計上の取扱いはどうなるか。

○ 会計年度任用職員に係る給与費の予算上の取扱いの変更に伴い、平成 32 年度地方財政状況調査（平成 33 年度に実施する調査）から調査表を改正する予定である。

【追加】

問 18-4 企業職員であつて会計年度任用職員として任用されるものに係る給与についてはどのように取り扱うべきか。

○ 問 1-1 において示しているとおり、地方公営企業法の規定の全部が適用される事業における企業職員については、従前より、常勤・非常勤の区分にかかわらず、地方自治法第 203 条の 2 及び第 204 条に対する特例として地方公営企業法第 38 条の規定が適用され、給与（給料及び手当）を支給できるとされている。

○ したがって、会計年度任用職員として任用される者についても、企業職員であれば、フルタイムとパートタイムの別を問わず、これまでと同様に地方公営企業法第 38 条の規定に基づき給与を支給できることとなる。

○ ただし、企業職員の給与については、同条第 3 項の規定により、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業者の従事者の給与等の事情を考慮して定めなければならないことに留意する必要がある。

【追加】

問20-2 ストレスチェックの実施について、労働安全衛生法令上、努力義務とされている事業場で働く会計年度任用職員に対しても実施すべきか。

- 労働安全衛生法令上、ストレスチェックの実施については、事業場の規模（50人以上・未満）により義務か努力義務かに区分されている。しかし、50人未満の事業場においても、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることを目的としていることは、50人以上の事業場と何ら変わるものではない。
- このため、これまでも総務省においては、メンタルヘルス不調で治療中のため、受検の負担が大きいなどの特別な理由がない限り、事業場の規模に関わらずストレスチェックを実施するよう通知により助言を行っているところであり、マニュアルⅡ3（1）③ウ（イ）に該当する常時使用する労働者に対しては、会計年度任用職員を含めストレスチェックを実施することが適切と考える。